令和 9(2027)年 4 月 1 日施行（予告版）／現在は適用外

認定実務実習指導薬剤師認定制度

認定実務実習指導薬剤師認定制度 創設経緯の概略	P1～4
認定実務実習指導薬剤師認定制度	P5
認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領 （令和 9（2027）年施行版）	P6～16

一般社団法人　薬学教育協議会
認定実務実習指導薬剤師　認定事務局
〒150-0002　東京都渋谷区渋谷 2-12-15
日本薬学会長井記念館 4F
TEL：03-6427-2292
E-mail：info@shidou-yakuzaishi.com

認定実務実習指導薬剤師認定制度 創設経緯の概略

文部科学省主催の「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」による「薬学教育の改善・充実について（最終報告） 平成16年2月12日」を踏まえて、中央教育審議会大学分科会では「薬学教育の改善・充実について（答申） 平成16年2月18日」が纏められた。
そこでは、「薬剤師の養成を目的とする薬学教育については、学部段階の修業年限を4年から6年に延長することが適当である」とされた。これに引き続いて、平成16（2004）年4月から6月にかけて、「学校教育法等の一部を改正する法律」（第159回国会）において「臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものの修業年限を六年とする」こと及び、「薬剤師法等の一部を改正する法律」（第159回国会）において薬剤師国家試験の受験資格を「修業年限六年の薬学の課程を修めて卒業した者」に与えることと改正され、薬剤師養成のための薬学教育年限が6年に延長されることが決定された。

薬剤師教育が6年制へ延長されたことを受けて、中央教育審議会大学分科会から「薬学教育の修業年限延長に係る大学設置基準等の改正に伴う提言 平成16年8月」が発出されている。そこでは、「薬学教育関係者の間で真摯に取り組まれることが必要な事項」として以下のことが提言されている。

１）「教育の質を検証し、適正な評価を行うための体制を早急に整備する必要がある。」

２）「実務実習を行う学生に対して適切な指導を行ないうるよう、～中略～ 実習の指導体制の整備を図る必要がある。～中略～ 全ての学生を受け入れるための受け入れ体制づくりに向けた取組みが、関係者間で早急に開始される必要がある。～中略～ 実務実習の評価の在り方につき、～中略～ 協議を進める必要がある。」

３）「共用試験の ～中略～ 実施体制、試験問題の開発等の具体的な検討が進められる必要がある。」

４）「実務実習においては、～中略～、薬剤師資格を持たない学生が実際に調剤や服薬指導に携わることとなるため、患者の安全確保に慎重を期すとともに、責任体制の明確化を図る必要がある。さらに、学生が当事者となる事故の予防、発生後の対応については、損害賠償保険の取り扱いも含め、～中略～ 十分な検討を行う必要がある。」

５）「～中略～ 早急に関係行政機関、関係団体等を構成者とする協議の場を設け、検討を進める必要がある。」

実務実習において、資格を持たない薬学生が、医療現場で医療行為を行う正当性を担保するために、以下の通知が、平成19（2007）年5月に厚生労働省から発出されている（「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について　平成19年5月　厚生労働省医薬食品局」）。
そのなかの「ウ 行為の相当性」を担保する条件として、

① 実務実習を行う薬学生の資質の確認、

②薬学生を指導する立場にある受入施設側の薬剤師が十分な指導・監督を行うに必要な資質を有していること、

③実務実習に係わる患者、医療従事者及び薬学生に対する保障体制の整備

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

が挙げられている。
①に関しては、「～中略～ 薬学共用試験の成績に基づく厳格な合否判定を行うことにより、実務実習を行う薬学生の資質を一定水準以上に保つことが求められる。」とされ、また、「～中略～ 第三者評価によって各大学において質の高い薬学教育が行なわれていることを客観的に確認する必要がある。」とされている。これらは、上記の中央教育審議会大学分科会からの提言３）と１）に相当するが、NPO法人薬学共用試験センターの設立と、それにより薬学共用試験（CBTおよびOSCE）が実施されることで、さらに一般社団法人薬学教育評価機構の設立とそれによる各大学の薬学教育の評価事業が開始されることによって実現に至っている。
②に関しては、「～中略～、病院・薬局において薬学生を受け入れて、薬学生を指導・評価する薬剤師が、日常の業務を通じて十分な実務経験を有し、実務実習モデル・コアカリキュラムについて理解していることに加えて、薬剤師に必要な理念や学生の指導方法（評価方法を含む。）、薬学生が行う実務実習の実施方法に関する基本的考え方を持ち合わせている必要がある。また、指導する薬剤師の指導内容や評価の水準をできるだけ一定に保つため、薬学生の指導にあたる薬剤師は、実務実習に携わる教育者の一員としての自覚と情熱を持って、薬学教育のあり方及び薬学生の指導・評価方法等について習得すべきであり、日頃から積極的な自己研鑽を図る必要がある。」と記載されている。

これらは、上記の中央教育審議会大学分科会からの提言２）の一部に相当し、実務実習において指導に当たる薬剤師の養成と資格認定の必要性を述べたものである。

この指導に当たる薬剤師の養成と資格認定に関する課題・提言に対応するために、薬学系大学や日本薬剤師会、日本病院薬剤師会等の関係団体は、この厚生労働省の通知（平成19（2007）年5月）に先立ち、財団法人日本薬剤師研修センター（以下、「研修センター」という。）とともに、医療現場において薬学生を指導する「認定実務実習指導薬剤師」（以下、「認定指導薬剤師」という。）の資格について審議し準備を進めていた（実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書　平成17（2005）年3月25日　財団法人日本薬剤師研修センター）。本報告書では、認定指導薬剤師の養成・研修や審査・認定に関する具体的な内容の審議結果が纏められており、これに基づいて平成17（2005）年度から「認定実務実習指導薬剤師認定制度」が開始された。なお、本制度の円滑な実施のために、研修センターにおいて「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」が平成26（2014）年に整備された。

「認定実務実習指導薬剤師認定制度」における認定事業は、平成17（2005）年から平成21（2009）年まで厚生労働省補助事業として行われ、その後も引き続き同センターにて独自事業として認定事業が続けられてきた。一方、認定指導薬剤師の資格の認定に関しては適切な研修の受講が必須要件であるとされた。研修のうちワークショップは、一般社団法人薬学教育協議会（以下、「本協議会という。）の各地区調整機構が本協議会へ開催を申請し認可を受けて、各地区の薬系大学、都道府県薬剤師会や病院薬剤師会の人的かつ財政的な援助のもと実施されてきた。一方、座学講習は、都道府県薬剤師会や病院薬剤師会、地区調整機構等で企画され、研修センターへ開催を申請し認可後に研修センターを共同主催者として実施されてきた。

このように、「認定実務実習指導薬剤師認定制度」は、認定指導薬剤師の認定に関する個人に属する情報と認定指導薬剤師が指導する場である組織に関する情報とが、２つの異なる機関で管理されてきた。しかし、同一機関が認定指導薬剤師の情報を一括管理し、養成・研修を計画的に企画、開催できれば、受入施設の調整及び薬学生配属をより円滑に実施することができると考えられた。また認定指

令和９(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

導薬剤師の資質向上を図るためにも、薬学教育に主に関わってきた本協議会が、養成・研修と審査・認定の業務を合わせて行うことが適切ではないかとの意見のもと本協議会と研修センターとで協議が行なわれた。本協議会は文部科学省、厚生労働省へ経緯の説明を行い、研修センターの理事会で本協議会への業務の移管が承認され、日本薬剤師会や日本病院薬剤師会の了解のもと、本協議会の理事会で、認定業務を研修センターから引き継ぐことが承認された。その結果、本協議会において、認定指導薬剤師の審査・認定の業務が令和4（2022）年度から開始された。

＜沿革＞

平成 16（2004）年 2 月 12 日

文部科学省主催 「薬学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において「薬学教育の改善・充実について（最終報告)」

平成 16（2004）年 2 月 18 日

中央教育審議会大学分科会おいて、「薬学教育の改善・充実について（答申)」

平成 16(2004)年 4 月 27 日

「学校教育法等の一部を改正する法律」が衆議院にて可決

平成 16(2004)年 5 月 14 日

「学校教育法等の一部を改正する法律」および
「薬剤師法等の一部を改正する法律」が　参議院にて可決

平成 16(2004)年 5 月 21 日

「学校教育法等の一部を改正する法律」　公布

平成 16(2004)年 6 月 15 日

「薬剤師法等の一部を改正する法律」衆議院にて可決

平成 16(2004)年 6 月 23 日

「薬剤師法等の一部を改正する法律」公布

平成 16（2004）年 8 月

中央教育審議会大学分科会において「薬学教育の修業年限延長に係る大学設置基準等の改正に伴う提言」

平成 17（2005）年 3 月 25 日

財団法人日本薬剤師研修センターにおいて　「実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書」

平成 17（2005）年度～平成 21(2009)年度

財団法人日本薬剤師研修センターにおいて厚生労働省補助事業として「認定実務実習指導薬剤師認定制度」開始

平成 19（2007）年 5 月

「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」　厚生労働省医薬食品局

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

平成 26（2014）年 5 月 20 日

「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」施行　財団法人日本薬剤師研修センター

令和 4（2022）年 4 月 1 日

財団法人日本薬剤師研修センター　より　一般社団法人薬学教育協議会へ

認定実務実習指導薬剤師認定事業の移管

以上の経緯から、認定実務実習指導薬剤師認定制度を改めて整備した。

令和9（2027）年4月施行（予告版）／現在は適用外

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

認定実務実習指導薬剤師認定制度

1. 目的

認定実務実習指導薬剤師認定制度（以下、「本制度」という。）は、6 年制薬学教育における医療の現場での実務実習において、薬学生を指導する立場にある受け入れ施設の薬剤師が十分な指導・監督を行うに必要な資質を有していることを認定して、社会的要請に応えられる薬剤師の養成に資することを目的とするものである。

2. 名称等

本制度により認定された薬剤師を「認定実務実習指導薬剤師」（以下、「認定指導薬剤師」という。）と称し、認定証を交付する。

3. 運営

一般社団法人薬学教育協議会（以下、「本協議会」という。）は、この制度の維持と運営にあたるため、認定実務実習指導薬剤師認定委員会（以下、「認定委員会」という。）を置き、 認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は認定実務実習指導薬剤師認定委員会規則に定める。また、認定指導薬剤師の認定に関し必要な事項は認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（以下、「本実施要領」という。）に定める。

4. 認定

本協議会は、本邦の薬剤師免許を有し、かつ、本実施要領に定める要件を満たし、薬剤師を志す学生の実務実習に携わる教育者の一員として、自覚と情熱を持って指導に取り組むことが期待される薬剤師について、本実施要領に基づき認定指導薬剤師として認定し、認定証を交付する。

5. 審査

本協議会は、前条の認定にあたり審査を実施し、審査料を申し受ける。

6. 認定の取消

本協議会は、認定指導薬剤師としてふさわしくない行為のあった者に対し、認定を取消すことができる。

令和９(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

一般社団法人薬学教育協議会（以下、「本協議会」という。）は、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領（以下、「本実施要領」という。）に則り、新たに認定実務実習指導薬剤師（以下、「認定指導薬剤師」という。）の認定を希望する者の認定（新規認定）と、認定の更新を希望する者の認定（更新認定）を行う。

なお、本実施要領では、新規認定に関する事項を「2. 新規認定」に記し、更新認定に関する事項を「3. 更新認定」に記す。

1. 認定実務実習指導薬剤師としての基本的素養等

認定指導薬剤師は、次の素養等を有する者とする。

1) 十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っていること。
2) 薬剤師を志す学生の実務実習に携わる教育者の一員としての自覚と情熱を持って指導することができること。
3) 薬学教育モデル・コア・カリキュラムや実務実習に関するガイドラインについて理解し、薬学生が行う実務実習の実施方法や学生の評価方法を含む指導方法に関する基本的考え方を修得していること。
4) 日頃から積極的な自己研鑽を図り、職能の向上に努めていること。

2. 新規認定

2.1 新規認定の要件

新規認定に際して満たすべき要件は次のとおりとする。

なお、本実施要領における「薬剤師実務に従事している」とは、薬剤師名簿登録年月日以降、主たる業務が病院または薬局におけるものであり、かつ１週間当たりの勤務日数が 3 日以上で勤務時間が 20 時間以上である場合に限るものとし、大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものはこれに含まないものとする。

2.1.1 基本的素養要件

「1. 認定実務実習指導薬剤師としての基本的素養等」を満たしていること。

2.1.2 年齢に関する要件

新規認定の申請時点において、満 65 歳未満であること。なお、認定は満 70 歳に達した時点で、有効期間が残存している場合であっても、理由の如何にかかわらず失効する。

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

2.1.3 研修に関する要件

「1)受講条件」 をすべて満たし、「2)認定実務実習指導薬剤師養成研修」をすべて修了していること。

1) 受講条件

A. 年齢

「新規認定の申請時点において、満 65 歳未満であること」に留意すること。

B. 実務経験

「薬剤師実務に従事している」期間が通算 5 年以上あること。

C. 勤務状況

受講時点において「薬剤師実務に従事している」者であること。

2) 認定実務実習指導薬剤師養成研修

研修の内容は別紙「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領　細則」に定める。

3)修了証

認定実務実習指導薬剤師養成研修を修了した者には、修了証を発行する。その有効期間は、研修修了日から 3 年間とする。ただし、満 65 歳となった時点で修了証は無効となる。

2.1.4 勤務に関する要件

新規認定の申請時点において、直近 1 年以上継続的に「薬剤師実務に従事している」こと。

2.2 新規認定の申請

「2.1 新規認定の要件」に定めるすべての要件を満たしている者は、新規認定の申請を行うことができる。

2.2.1 新規認定の申請方法

新規認定の申請手続きは、「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて行うこと。詳細は「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

令和9(2027)年4月施行(予告版)／現在は適用外

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

2.2.2 審査料

新規認定の申請にあたっては審査料を納付しなければならない。

その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

［適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594］

審査料　　9,350 円（本体 8,500 円＋消費税［10%］850 円）

ただし、一旦振り込まれた審査料は理由の如何を問わず返却しない。

審査料は申請日前 3 か月以内に納付を行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

2.2.3 審査結果の通知

審査結果はメールで通知する。

2.3 新規認定者の登録、公表及び認定証の交付

2.3.1 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録、公表

すべての認定者の氏名、認定番号、認定期限及び勤務先施設名等（以下「氏名等」という。）を認定実務実習指導薬剤師名簿に掲載し、本協議会のホームページに公表する。なお、認定者が氏名等の一部について公表を希望しない場合、制度の透明性・信頼性確保の観点から 認定を取り消すこととする。

2.3.2 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。

2.4 新規認定の有効期間

認定の有効期間は、6 年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。ただし、満 70 歳に達した場合は、2.1.2 年齢に関する要件の規定により、その時点で失効するものとする。

2.5 届出の義務

認定者は、氏名、住所又は勤務先施設名、メールアドレス等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて届出ること。詳細は別紙「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

令和9（2027）年4月施行（予告版）／現在は適用外

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

2.6 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、本協議会が定める方法で申請することができる。

なお、認定証の再発行にあたっては再発行料を納付しなければならない。

その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

［適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594］

再発行料 2,200 円（本体 2,000 円＋消費税［10%］200 円）

領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

3. 更新認定

3.1 更新認定の要件

更新認定に際して満たすべき要件は次のとおりとする。

なお、本実施要領における「薬剤師実務に従事している」とは、薬剤師名簿登録年月日以降、主たる業務が病院または薬局におけるものであり、かつ 1 週間当たりの勤務日数が 3 日以上で勤務時間が 20 時間以上である場合に限るものとし、大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものはこれに含まないものとする。

3.1.1 基本的素養要件

「1. 認定実務実習指導薬剤師としての基本的素養等」を満たしていること。かつ、常に実習生の受け入れ体制を整えていること。

3.1.2 年齢に関する要件

更新認定の申請時点において、満 70 歳未満であること。ただし、認定は満 70 歳に達した時点で、有効期間の残存にかかわらず失効する。

3.1.3 指導実績に関する要件

認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が主たる受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導・評価を行った場合）が 1 例以上あること。

なお、講義のみを行った場合や協力・連携施設として指導・評価を行った場合、及び指導実績がない場合は、その理由、その間の勤務状況や今後の実習生の受入の見込等を申告すること。それに基づき認定実務実習指導薬剤師認定委員会（以下、「認定委員会」という。）において別途審査する。

令和9(2027)年4月施行（予告版）／現在は適用外

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

3.1.4 研修に関する要件

「1)受講条件」をすべて満たし、「2)更新研修」を修了していること。

1)受講条件

A. 年齢

「更新認定の申請時点において、満 70 歳未満であること。ただし、認定は満 70 歳に達した時点で、有効期間の残存にかかわらず失効する。

B. 認定経過年数

認定指導薬剤師の認定を受けた日から 5 年以上を経過していること。

2)更新研修

研修の内容は別紙「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領　細則」に定める。

3)修了証

更新研修を修了した者には、修了証を発行する。その有効期間は、研修修了日から 3 年間とする。ただし、満 70 歳となった時点で修了証は無効となる。

3.1.5 勤務に関する要件

勤務状況に関し、以下の 1)～3)をすべて満たしていること。

1) 認定期間中に通算 3 年以上「薬剤師実務に従事している」こと。

2) 更新認定の申請時点において、直近 6 か月以上継続的に「薬剤師実務に従事している」こと。

3) 更新認定の申請時点において、「薬剤師実務に従事している」こと。

3.2 更新認定の申請

「3.1 更新認定の要件」に定めるすべての要件を満たしている者は、更新認定の申請を行うことができる。

3.2.1 更新認定の申請手続き期間

認定期限の 3 か月前より「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて手続きを行うこと。詳細は「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

3.2.2 更新認定の申請手続きの猶予

認定期限までに更新認定の申請手続きを行えなかった者には、認定期間終了後 2 年間は申請を猶予する。ただし、猶予期間中、本認定は無効である。

なお、認定期間内に更新認定の要件のうち、「3.1.3 指導実績に関する要件」と「3.1.5 勤務に関する要件」の 1)を満たしていない場合、猶予期間内ではこれらを満たすことができないため、更新認定の申請はできない。

また、満 70 歳となった時点で更新認定の申請を行うことはできない。

3.2.3 更新認定の申請方法

更新認定の申請手続きは、「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて行うこと。詳細は別紙「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

3.2.4 審査料

更新認定の申請にあたっては審査料を納付しなければならない。

その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

［適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594］

審査料 7,150 円（本体 6,500 円＋消費税［10%］650 円）

ただし、一旦振り込まれた審査料は理由の如何を問わず返却しない。

審査料は申請日前 3 か月以内に納付を行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

3.2.5 通知

審査結果はメールで通知する。

3.3 更新認定者の登録、認定証及び公表

3.3.1 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録、公表

すべての認定者の氏名、認定番号、認定期限及び勤務先施設名等（以下「氏名等」という。）を認定実務実習指導薬剤師名簿に掲載し、本協議会のホームページに公表する。なお、認定者が氏名等の一部について公表を希望しない場合、制度の透明性・信頼性確保の観点から 認定を取り消すこととする。

3.3.2 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

3.4 更新認定の有効期間

認定の有効期間は、6 年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。ただし、満 70 歳に達した場合は、2.1.2 年齢に関する要件の規定により、その時点で失効するものとし、この場合の認定期間の延長は認めない。また、「3.2.2 更新認定の申請手続きの猶予」を適用して更新認定の申請を行った場合も、有効期間の起算日は、猶予期間を経ずに更新されたものとみなした場合における、更新前の認定期間終了日の翌日とする。

3.5 届出の義務

認定者は、氏名、住所又は勤務先施設名、メールアドレス等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「認定実務実習指導薬剤師 申請システム」にて届出ること。詳細は「認定申請手続き説明書」を参照のこと。

3.6 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、本協議会が定める方法で申請することができる。なお、認定証の再発行にあたっては再発行料を納付しなければならない。
その納付方法は、本協議会が定める方法とし、振り込み手数料は申請者が負担するものとする。

［適格請求書発行事業者登録番号： T8011005001594］
再発行料 2,200 円（本体 2,000 円＋消費税［10%］200 円）
振り込み手数料は申請者の負担とする。
領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代える。

4. 認定の取消し

4.1 認定取り消しの対象者

以下の 1)から 4)のいずれかに該当する者は、認定指導薬剤師の認定を取り消す。
なお、過去に本認定の取り消しを受けた者が新規申請をした際には、認定委員会が別途厳正に審査し、認定の可否を決定する。

1) 薬剤師の資格を失った者
2) 厚生労働省が公表する「薬剤師に対する行政処分について」の被処分者
3) 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者
4) 上記の他、薬剤師として著しく不適切な行為のあった者

4.2 認定取り消しの決定

「4.1 認定の取り消しの対象者」に該当する者の認定の取り消しは、認定委員会において審議し決定する。ただし、迅速に取り消しを行う必要があると本協議会の代表理事が認めた場合は、委員長が決定するものとし、その後初めて行われた認定委員会に報告する。

4.3 認定取り消しの公表

「4.1 認定の取り消しの対象者」に該当し認定を取り消された者に対しては、本協議会のホームページに認定番号を掲載する。

5. 改廃

本実施要領の改廃は、認定委員会の承認を要す。

附則

本実施要領は、令和 4 年（2022 年）3 月 11 日に制定し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日より施行する。

附則（令和 4 年（2022 年）6 月 28 日）一部改正

附則（令和 7 年（2025 年）3 月 14 日）一部改正

本実施要領は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日より施行する。

附則（令和 7 年（2025 年）5 月 29 日）

以下の「実施要領改訂に伴う時限的措置」を追記。

本実施要領の施行開始時点（令和 9（2027）年 4 月 1 日）において、既に認定を受けている認定実務実習指導薬剤師については、満 70 歳に達しても当該認定の有効期限が満了するまでは、その資格を維持できるものとする。ただし、本実施要領の規定により、次回の更新は認められない。

本実施要領は、以上の「実施要領改訂に伴う時限措置」を含め、令和 9 年（2027 年）4 月 1 日より施行する。

令和9（2027）年4月施行（予告版）／現在は適用外

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

【別紙】認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領　細則

1. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の形式・内容

認定実務実習指導薬剤師養成研修には、本協議会が認めた以下の「1)講習会形式の研修」と、「2)ワークショップ形式の研修」があり、どちらも修了しなければならない。

1)　講習会形式の研修

講座①　薬剤師の理念
講座②　薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン
講座③　学生の指導（法的問題）、学生の指導（薬局関係）及び学生の指導（病院関係）
なお、講習会形式の研修は、講座番号の若い順に受講するものとする。

2)　ワークショップ形式の研修

認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ（薬学教育者ワークショップ）

※大学教職員（教授、准教授、講師、助教または助手）がワークショップ形式の研修を修了し、その後修了証有効期限内に新規認定の要件を満たすに至った場合は、受講条件を満たして修了したものとみなす。ただし、新規認定の申請に際してはその旨を申告するとともに、受講当時に大学教職員であったことを証明する書類を提出すること。

2. 更新研修の形式・内容

本協議会が認めた以下の講習会形式の研修を修了しなければならない。

講座④　薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン（内容は、1.1）講座②と同じ。）

※本協議会が認めた改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムの内容の迅速な伝達等を目的としたアドバンストワークショップ（以下、「AWS」という。）を修了した者（講師を務めた者を含む。）は、上記の更新研修を修了したものとみなす。この場合、更新認定申請において、本協議会の各病院・薬局実務実習地区調整機構委員長の発行する AWS の修了証を以て更新研修の修了証に代えることができる。

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

【参考資料】

一般社団法人薬学教育協議会
認定実務実習指導薬剤師認定委員会規則

（設　置）
第１条　一般社団法人薬学教育協議会（以下、「本協議会」という。）では、定款第 47 条に基づき、認定実務実習指導薬剤師認定委員会（以下、「本委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目　的）
第２条　本委員会は、6 年制薬学教育における医療の現場での実務実習において、薬学生を指導する立場にある受け入れ施設の薬剤師が十分な指導・監督を行うに必要な資質を有していることを認定して、社会的要請に応えられる薬剤師の養成に資するため、認定実務実習指導薬剤師認定制度の維持と運営にあたることを目的とする。

（決議事項）
第３条　本委員会が決議すべき事項は、次の通りとする。
(1) 認定実務実習指導薬剤師 新規認定の可否
(2) 認定実務実習指導薬剤師 更新認定の可否
(3) 認定の取消
(4) 認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領の改廃
(5) その他本委員会に関する事項

（構　成）
第４条　本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
(1)本協議会代表理事を含む理事　　2 名以内
(2) 公益社団法人日本薬剤師会から選出された者　　1～2 名
(3) 一般社団法人日本病院薬剤師会から選出された者　　1～2 名
(4) その他本委員会が適当と認めた者　　若干名
2　委員の任期は 2 年とし、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3　補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は他の在任委員の残任期間とする。
4　委員の委嘱は、理事会の承認を得て代表理事が行う。

（委員長等）
第５条　本委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
2　委員長は、会議の議長となり、会務を統括する。
3　委員長が必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代行する。

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外

（委員会の運営）
第６条　本委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は３分の１以上の委員から委員長に具体的な議題を提示して委員会開催の要請があったときに開催する。
２　本委員会の招集は、委員長が代表理事の承諾を得て行う。
３　本委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立とする。
４　委員がやむを得ない事由により欠席するときは、委員長の承認を得て代理人を出席させることができる。この場合、代理人による議決権の行使を認める。
５　委員長は、適当と認める者に対して、参考人として本委員会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
６　本委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
７　委員長が代表理事の承認を得て、委員会の決議の目的である事項について書面又は電子メール等の電磁的手段により委員の意見を求め、全委員の同意が得られたときは当該委員会の決議があったものとみなす。
８　委員会は、必要に応じてオンライン会議とすることができる。(WEB を利用した会議とすることができる)

（議事録）
第７条　本委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

（小委員会）
第８条　本委員会は、課題遂行の上で必要と判断した場合、小委員会を設け、諮問事項について調査及び検討を行わせることができる。
２　小委員会の委員は、代表理事の承認を得て委員長が選任する。

（改　廃）
第９条　この規則の改廃は、本委員会の議決を経て理事会の承認を要す。

附　則
この規則は、令和７年３月 14 日から施行する。

令和9(2027)年4月1日施行(予告版) ／ 現在は適用外

令和 9(2027)年４月１日施行(予告版) ／ 現在は適用外